

奈労発基 0810 第 7 号
令和 8 年 8 月 10 日

一般社団法人奈良県建設業協会長 殿

奈良労働局長



ストレスチェック制度に係る改正労働安全衛生法の施行期日
及び改正労働安全衛生規則の周知について（依頼）

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 33 号）が令和 7 年 5 月 14 日に公布され、労働者数 50 人未満の小規模事業場においてもストレスチェックの実施が義務となり、その施行期日については、当該公布日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日とされていたところですが、今般、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和 8 年政令第 195 号）が令和 8 年 6 月 10 日に公布され、その施行期日が令和 10 年 4 月 1 日と定められました（別添 1 のリーフレット参照）。

また、ストレスチェックの集団分析について、特定の個人を識別することができない方法で実施することを明確化するため、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 112 号。以下「改正省令」という。）が令和 8 年 6 月 30 日に公布され、令和 9 年 4 月 1 日から施行することとなりました（別添 2 のリーフレット参照）。その概要等は下記のとおりです。

つきましては、貴団体におかれましても本改正の趣旨及び内容を御理解いただき、ストレスチェック及び集団分析が適切に実施されますよう、会員事業場等に対し、ストレスチェック制度に係る改正内容及び施行期日の周知について御協力を賜りますようお願いいたします。

ストレスチェック制度に係る情報は、厚生労働省ホームページ
でご確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



記

第 1 労働安全衛生規則の一部改正の要点

1 概要

労働安全衛生規則（昭和 47 年省令第 32 号）第 52 条の 14 第 1 項は、事業者に対し、ストレスチェックを実施した医師等に、検査結果を一定規模の集団ごとに

集計させ、その結果について分析させること（以下「集団分析」という。）を努力義務としているが、当該集団分析について、特定の個人を識別することができない方法で実施することを新たに規定するものであること。

2 施行期日

改正省令は、令和9年4月1日から施行すること。

第2 改正省令の細部事項

本改正により、集団分析に係る規定に「特定の個人を識別することができない方法で」を追加することとしているが、これは、集団分析については、個々の労働者が特定できないことを前提とする従来の解釈を明文化した趣旨であること。

また、個々の労働者が特定されるおそれのない方法の具体的な運用については、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）11の（4）ア等において示しているものを想定しており、従来の運用に変更を加えるものではないこと。

なお、特定の個人が識別可能な方法により集団分析を行うことは、本改正に基づく集団分析の実施の努力義務を履行したことにならないことはもとより、労働者のプライバシー保護の観点から許容されない趣旨であること。